

1. 商品名	<七十七> 遺産整理業務
2. ご利用 いただける方	・個人のお客さま（未成年の方・非居住者の方を除く。）
3. サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ご相続人さまからご相続人さま全員の状況および遺産の概要ならびに遺言の有無をお伺いし、相続・遺産分割の実施に必要な書類や手続き、スケジュール等についてアドバイスを行います。 ・ご相続人さま全員と遺産整理に関する委任契約を締結します。その際、ご相続人の中から、相続人代表の方をお選びいただき、遺産整理の実施にあたり、当行は相続人代表の方に確認を取りながらお手続きを進めます。 ・ご相続人さま等にご協力いただき遺産や債務について調査し、「相続財産目録」を作成します。なお、この段階でご相続人さまが保管されている登記識別情報通知もしくは登記済証・預貯金通帳等、その他遺産分割のお手続きのために必要な書類等をお預かりします。 ・遺言書がない場合、ご相続人さま全員で遺産の分割方法について協議を行い「遺産分割協議書」を作成していただきます。作成にあたって記載方法等についてアドバイスを行います。 ・「遺産分割協議書」に基づき、預貯金・有価証券等の換金、不動産等の名義変更手続きを行い、遺産分割を実施します。 ・遺産分割のお手続きを実施のうえ、ご相続人さまに遺産整理業務の完了を報告します。
4. 仕組み	<p>～遺産整理業務の仕組み～</p> <pre> graph LR A[お客さま (相続人)] -- ①ご相談 --> B[当行] B -- ②委任契約の締結 --> A B -- ③遺産の調査および相続財産目録の作成 --> A B -- ④遺産分割協議書作成の支援 --> A B -- ⑤遺産分割手続きの実施 --> A B -- ⑥遺産整理業務の完了報告 --> A </pre>

5. 手数料等	<p>・相続・遺贈財産にかかる当行所定の執行対象財産評価額（消極財産控除前）に対し、④、⑤の計算を行った合計額とします。 ただし、最低手数料額は上記合計額に関わらず 1,100,000 円（消費税込）とします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【執行対象財産評価額に乗じる料率】</p> <p>④当行・七十七証券株式会社にて契約中の預金、信託商品等の金銭債権および当行・七十七証券株式会社が募集・販売・仲介した投資信託、国債、保険商品、金融商品等に対して ……0.33%</p> <p>⑤上記④以外の財産に対して</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1 億円以下の部分</td> <td style="text-align: right;">……1.65%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1 億円超 3 億円以下の部分</td> <td style="text-align: right;">……1.10%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">3 億円超の部分</td> <td style="text-align: right;">……0.55%</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">（料率はすべて消費税込）</p> </div> <p>（参考：執行対象財産評価額の例）</p> <p>①不動産：原則相続税評価額とします。</p> <p>②金融資産：各金融機関発行の証明書に記載されている金額とします。 ※口数や基準価額の表示のみの場合は、それらに乗じた金額とします。</p>	1 億円以下の部分	……1.65%	1 億円超 3 億円以下の部分	……1.10%	3 億円超の部分	……0.55%
1 億円以下の部分	……1.65%						
1 億円超 3 億円以下の部分	……1.10%						
3 億円超の部分	……0.55%						
6. 中途解約の場合	<p>・すべての業務が終了する以前に「遺産整理に関する委任契約書」の規定に基づき終了した場合、次の計算による手数料をいただきます。</p> <p>①相続財産目録の報告前のとき：330,000 円（消費税込）</p> <p>②相続財産目録の報告後のとき：項番 5 により計算された手数料の 50%</p> <p>③名義書換、引渡途中のとき：項番 5 により計算された手数料の 70%</p>						
7. その他費用	<p>・不動産登記に関する登録免許税、司法書士報酬、戸籍謄本、固定資産税評価証明書の取り寄せ費用、預金等の残高証明書発行手数料等の実費はお客様さまのご負担となります。</p>						
8. その他留意事項	<p>・法定相続人間で現に紛争を生じている案件、紛争を生ずる可能性が高い案件等、案件の内容によっては受託できない場合があります。</p>						
9. 指定紛争解決機関	<p>・一般社団法人 信託協会 （連絡先：信託相談所、電話番号 0120-817-335 または 03-6206-3988）</p>						

以 上